

“火災に係る主な判決例”

発 生 年 月 日	火 災 名 「 都 道 府 県 」	死 傷 者 数	判 決 概 要
昭和 57 年 2 月 8 日	千代田区ホテル火災 「東京都」	死者：33 人 傷者：34 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル代表取締役（管理権原者） 禁錮 3 年 ☞最高裁 平 5. 11. 25 確定 ・支配人兼総務部長（防火管理者） 禁錮 1 年 6 月（執行猶予 5 年） ☞東京地裁 昭 62. 5. 20 確定
昭和 58 年 2 月 21 日	山形市ホテル火災 「山形県」	死者：11 人 傷者： 2 人	<ul style="list-style-type: none"> ・社長（防火管理者） 禁錮 2 年（執行猶予 3 年） ☞山形地裁 昭 60. 5. 8 確定
昭和 61 年 2 月 11 日	東伊豆町ホテル火災 「静岡県」	死者：24 人	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的経営者（管理権原者） 禁錮 2 年 ・仲番頭（防火管理者） 禁錮 1 年（執行猶予 3 年） ☞静岡地裁 平 5. 3. 11 確定
平成 2 年 3 月 18 日	尼崎市スーパーマー ケット火災 「兵庫県」	死者：15 人 傷者： 6 人	<ul style="list-style-type: none"> ・店長（管理権原者） ・総務マネージャー（防火管理者） 禁錮 2 年 6 月（執行猶予 3 年） ☞神戸地裁 平 5. 9. 13 確定
平成 13 年 9 月 1 日	新宿区ビル火災 「東京都」	死者：44 人 傷者： 3 人	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者取締役（管理権原者） 禁錮 3 年（執行猶予 5 年） ・代表取締役（管理権原者） 禁錮 3 年（執行猶予 5 年） ・テナント経営者（管理権原者） 禁錮 3 年（執行猶予 5 年） ・テナント店長（防火管理者） 禁錮 2 年（執行猶予 4 年） ・テナント経営者（管理権原者） 禁錮 3 年（執行猶予 5 年） ☞東京地裁 平 20. 7. 2 確定

平成 19 年 1 月 20 日	宝塚市カラオケボックス火災 「兵庫県」	死者：3 人 傷者：5 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者（管理権原者） 禁錮 4 年 ☞大阪高裁 平 20. 7. 3 確定 ・ アルバイト従業員 禁錮 1 年 6 月 ☞神戸地裁 平 19. 10. 22 確定
平成 21 年 3 月 19 日	渋川市高齢者施設火災 「群馬県」	死者：10 人 傷者：1 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元理事長 禁錮 2 年（執行猶予 4 年） ☞前橋地裁 平 25 年 1. 18 確定 ・ 元施設長 無罪 ☞前橋地裁 平 25. 1. 18 確定
平成 21 年 11 月 22 日	杉並区ビル火災 「東京都」	死者：4 人 傷者：12 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物所有者 禁錮 1 年 8 月（執行猶予 3 年） ☞東京地裁 平 25. 2. 13 判決 ・ 防火管理者 禁錮 1 年 8 月（執行猶予 3 年） ☞東京地裁 平 25. 2. 13 判決 ・ 元居酒屋経営者 禁錮 2 年 6 月（執行猶予 5 年） ☞東京地裁 平 25. 2. 13 判決
平成 24 年 5 月 13 日	福山市ホテル火災 「広島県」	死者：7 人 傷者：3 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホテル運営会社 元社長 禁錮 3 年（執行猶予 5 年） ☞広島地検 平 29. 1. 25